

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 11 月から 38 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月から 38 年 11 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、私の父が毎月隣組長による集金を通じて納付しており、当時同居していた私の妻の分の保険料が納付済みとされているのに、私の分の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付しており、申立人の妻についても、申立期間を含め国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料をその父が隣組長による集金を通じて納付したと主張しているところ、A町に確認した結果、同町では、「申立期間当時、申立人が住んでいた地区では、納付組織による国民年金保険料の集金が行われていた。」としており、申立人の主張と合致しているとともに、納付していたとする保険料額も当時の保険料額と一致している。

さらに、A町の国民年金被保険者名簿によると、申立期間のうち、昭和 37 年 11 月から 38 年 6 月までの期間の保険料は、当初、納付済みとされていたが、38 年 10 月 22 日に還付したとされ、申立期間のうち、38 年 7 月から同年 11 月までの期間の保険料については、同名簿上、「納付不要」と表示されているが、社会保険事務所が保管している申立人の国民年金被保険者台帳上は、還付した旨の記載は見当たらず、関係行政機関の記録が相違しているとともに

に、社会保険庁の記録上、申立人が申立期間当時、厚生年金保険に加入したことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の還付記録には事務処理上の誤りがあった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月及び同年5月

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私の国民年金手帳に、私自身が加入手続をした記憶が無いにもかかわらず、昭和46年2月7日に被保険者資格を取得した旨記載されており、また、申立期間の国民年金保険料額については、納付した実父が亡くなっているのだから分からないが、私の実父が私を含め家族の保険料を納付しているのは明らかである。申立期間について、実父母と同居していた私の分の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間について、申立人の国民年金保険料を納付していたとする実父母は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入し、申立期間を含め保険料を完納しており、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、社会保険庁の記録上、申立期間の直前に当たる国民年金加入直後の2か月が納付済みとされているにもかかわらず、申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和49年12月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月28日から同年12月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和49年11月30日まで株式会社Aに勤務しており、また、同年11月分の給料支払明細書では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、昭和46年5月から49年11月30日まで、株式会社Aに勤務していたことが認められる上、同年11月分の当該明細書から、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、申立期間当時、勤務していた現事業主は、「申立期間当時の給与の締め日は毎月27日、支払日は毎月28日、保険料控除については、当月控除であったことは間違いのないと思う。」旨供述している。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書に記載され

ている報酬額及び控除された厚生年金保険料額から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から41年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和37年ごろはA区におり、家政婦として住み込みで働いていたが、国民年金保険料は、区役所の人が集金に来て、雇い主と私がそれぞれ保険料の半額ずつを納付した記憶がある。

また、昭和39年に結婚し、B区で元夫の家族と同居していたが、私の国民年金保険料については義母から納付していると言われた憶えがある。

申立期間については、未納とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、婚姻前は雇い主夫婦と保険料を半額ずつ納付し、婚姻後は義母が保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身が国民年金の加入に直接関与していない上、雇い主は所在が不明であるとともに、その妻と義母も既に死亡していることから、国民年金の加入時期及び保険料の納付状況は不明である。

また、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及び元夫の手帳記号番号は、昭和41年7月ごろに、連番で払い出されていることが確認できるとともに、申立人が所持している国民年金手帳が41年8月22日に発行されていることから、国民年金の加入手続は、41年夏ごろに行われたものと推測され、これを前提とすれば、申立期間の一部は時効により納付できない期間となるが、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の元夫は、申立期間のうち婚姻後に当たる昭和 39 年 5 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については申立人と同様未納とされ、41 年 4 月から保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 4 月 16 日まで  
③ 昭和 50 年 11 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで  
④ 昭和 51 年 11 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間①についてはA(株)に、申立期間②についてはB(株)に、申立期間③及び④についてはC(株)に勤務しており、各申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が勤務していたとする事業所では、「経営統合等により社名も数回変わり当時の関連資料も残っておらず、申立人の厚生年金保険の加入の有無については確認できない。また、申立期間①当時、勤務していた者の話では、雇用期間が1年未満の臨時職員は、雇用保険に加入させることはあっても、厚生年金保険には加入させておらず、2年から3年くらいすると常用臨時となり、その時点で厚生年金保険に加入させていたとのことである。」と回答しており、申立てを確認できる供述等は得られなかった。

また、申立人は、申立期間①当時一緒に勤務した同僚の名前は思い出せないとしているため、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票上、申立期間①当時、当該事業所において厚生年金保険

の被保険者であったことが確認できる5人に、申立人の勤務実態等について照会し、3人から回答を得たが、いずれも「申立人を知らない。」と回答しており、申立人の勤務期間を特定できる供述及び申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

- 2 申立期間②については、申立人が一緒に勤務していたとする複数の同僚等の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚は、「申立人の厚生年金保険の加入の有無については分からない。」としているとともに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票上、申立期間②当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者7人に、申立人の勤務実態等について照会し、3人から回答を得たが、いずれも「申立人の名前は憶えているが、厚生年金保険の加入の有無については分からない。」と回答しており、申立人の勤務期間を特定できる供述及び申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、当該事業所の後継事業所であるD(株)では、B(株)における申立人の勤務状況等について「申立期間②当時の資料が無く、当時の事情を知っている者もいないため不明である。」と回答しており、申立てを確認できる供述等は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、申立期間②及びその前後の健康保険の整理番号に欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 申立期間③及び④については、この期間当時、C(株)において厚生年金保険の被保険者であった者の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所では、「申立期間③及び④当時申立人のように冬期間のみ勤務する者は、雇用保険に加入することがあっても、厚生年金保険には加入させないはずである。」と回答している。

また、当該事業所に長期間通年で勤務し、申立人を同事業所に紹介した者は、「はっきりとは分からないが冬期間だけ勤務していた者は、厚生年金保険には加入していないように思う。」旨回答しており、申立てを確認できる供述は得られなかった。

- 4 すべての申立期間について、厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

また、社会保険事務所が保管している被保険者台帳及びE町で保管してい

る国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、すべての申立期間及びその前後の期間を含め国民年金に加入し、保険料を現年度納付していることが確認できる。

さらに、すべての申立期間について、雇用保険の被保険者であったことが確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 2 日から同年 4 月 6 日まで  
② 昭和 46 年 1 月 9 日から同年 4 月 15 日まで  
③ 昭和 47 年 3 月 31 日から同年 4 月 16 日まで  
④ 昭和 47 年 11 月 18 日から 48 年 4 月 16 日まで  
⑤ 昭和 48 年 11 月 17 日から 49 年 4 月 14 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は近所に住む方に誘われて、株式会社Aへ勤務することになり、いずれの申立期間とも、同社でその方と一緒に勤務しており、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立事業所の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、当該事業所において昭和 44 年 1 月 6 日に被保険者資格を取得、同年 3 月 2 日に同資格を喪失しているとともに、46 年 11 月 29 日に被保険者資格を再取得、47 年 3 月 31 日に同資格を喪失していることが確認できる。

しかし、当該事業所の後継事業所であるB株式会社に対し、申立人の勤務形態及び厚生年金保険の加入の有無等について照会したところ、同事業所では、「現在保管している『厚生年金保険被保険者資格取得確認書及び被保険者資格喪失確認通知書』を確認したが、申立人について確認できた記録は、『昭和 44 年 1 月 6 日資格取得、同年 3 月 2 日資格喪失』及び『昭和 46 年 11 月 29 日資格取得、47 年 3 月 31 日資格喪失』のみであり、社会保険事務所の

加入記録と一致している。申立期間①から⑤までについては、厚生年金保険に加入していたことを確認できる資料が無く不明である。」と回答しており、申立てを確認できる供述は得られなかった。

また、申立人に当該事業所への就職を勧め、同事業所で一緒に勤務していたとする同僚は、「申立人と一緒に勤務したことはあるが、申立人が勤務していた個々の期間については分からない。」としており、申立人の勤務期間を特定できる供述を得ることができないことに加え、申立人と当該同僚の当該事業所における厚生年金保険の加入期間を見ると、被保険者資格の取得日が一致していない箇所も見受けられる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票上、各申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 28 人に、申立人の勤務実態等について照会し、19 人から回答を得たが、いずれも申立人の勤務期間を特定できる供述が得られない上、すべての申立期間当時の当該事業所における厚生年金保険の取扱いについても明確な供述を得ることはできなかった。

加えて、上記 28 人の厚生年金保険の加入記録を見ると、28 人のうち 15 人は、申立人と同様季節労働者と考えられるが、これら 15 人の資格取得日及び資格喪失日は必ずしも一律ではない状況がうかがわれる。

その上、C厚生年金基金における加入期間を見ると、申立人は、社会保険事務所の記録上、当該事業所における加入期間として確認できる昭和 46 年 11 月 29 日から 47 年 3 月 31 日までの期間について、同基金に加入していることが確認できるものの、すべての申立期間について加入記録が確認できない上、D健康保険組合に申立人の健康保険被保険者記録を照会したが、同期間について加入していたことが確認できない。

また、すべての申立期間について厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、事業主より給与から保険料が控除されていた事実は確認できない上、すべての申立期間について雇用保険の被保険者であったことが確認できないとともに、社会保険事務所が保管している被保険者台帳によると、申立人は国民年金に加入し、保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。